

那覇市役所真和志庁舎環境衛生管理業務委託の制限付一般
競争入札の実施について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 4 条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 知念 覚



1 入札に付する事項

- (1) 件名 那覇市役所真和志庁舎環境衛生管理業務委託
- (2) 履行内容 「那覇市役所真和志庁舎環境衛生管理業務委託仕様書」
のとおり
- (3) 履行場所 那覇市役所真和志庁舎
那覇市寄宮 2 丁目 3 2 番 1 号
- (4) 履行期間 令和 6 年 4 月 1 日～令和 6 年 9 月 30 日
- (5) 特記事項：

この公告は、令和 6 年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備
手続であり、本入札案件は、令和 6 年度当初予算成立後に効力を生じる案件
である。那覇市議会により当該予算に係る議決が延期又は否決された場合は、
入札を延期又は中止する場合がある。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格
をすべて満たされなければならない。

- (1) 次のいずれにも該当すること。
 - ア 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 12 条の
2 第 1 項第 7 号の登録があり、かつ第 2 号または第 8 号の登
録があること。
 - イ 那覇市庁舎等清掃業務委託及び警備業務委託競争入札参加
者資格等に関する要綱第 5 条第 1 項に規定する制限付一般競
争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 建築物環境衛生管理技術者の資格を有する者がいること。
- (3) 本市の市税等の納入義務があるものについては、市町村税の滞納がな

いこと。

- (4) 本市を所在地とする本店、支店及び営業所（以下「営業所等」という。）のいずれかを有し、かつ県内に本店があること。この場合において、営業所等の要件は那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準（平成23年12月5日総務部長決裁）による。
- (5) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 経営状況が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること（公告日の3か月前から開札日までの間に不渡り等を生じていない者であること（(6)に該当するものを除く。）。
- (8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定する者に該当しないこと。
- (9) 本市において入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (10) 那覇市暴力団排除条例（平成24年那覇市条例第1号。）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。

3 契約条項を示す場所 那覇市ホームページ上

4 仕様書等の配布及び入札参加に必要な書類

- (1) 配布期間 令和6年3月1日（金）～令和6年3月15日（金）

配布方法 那覇市ホームページからダウンロード

- (2) 入札参加に必要な書類

必要書類：本公告2の（2）の資格者証の写し

提出期間：令和6年3月1日（金）～令和6年3月15日（金）

（期限厳守）

提出方法：メールによる提出

Mail：S-KANZAI001@city.naha.lg.jp

※提出後は届いているかの確認の電話を必ず行うこと。

※メール本文に、①参加を希望する入札の件名、②事業所所在地、③事業所名、④代表者役職名、⑤代表者氏名を記載すること。

5 業務委託仕様書等に対する質問及び回答

- (1) 質問期間：令和6年3月1日（金）～令和6年3月8日（金）

- (2) 質問方法：質問書（本市様式）を那覇市総務部管財課へ電子メールで提出すること。

※メールアドレスは本公告4の（2）を参照。

- (3) 回答日：令和6年3月13日（水）
- (4) 回答方法：資格者証の写しを提出した業者に対し、メールで回答する。

6 入札執行の日時及び場所など

- (1) 日 時：令和6年3月22日（金）
午前10時30分受付開始 午前10時40分入札開始
- (2) 場 所：那覇市泉崎1丁目1番1号 本庁舎5階501会議室
※本庁舎の駐車場は有料になっている。
- (3) 入札方法：直接投函
- (4) 入札書の記載方法
入札書には、自己の見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載すること。この金額に100分の10に相当する金額を加算した金額（この金額に1円未満の端数が生じた時は、その端数金額を切り捨てる。）が契約金額となる。
- (5) 入札時に必要な物
 - ①入札書（本市様式）
 - ②代理人が入札する場合にあっては委任状（本市様式）※本市様式は、那覇市ホームページからダウンロードすること。

7 入札保証金に関する事項

- 那覇市契約規則第8条第1項第2号に基づき免除とする。
※ただし、落札者が契約を締結しない場合は、損害賠償金として入札額の100分の5を支払うものとする。

8 入札心得

- (1) 入札参加者は、所定の入札書に必要事項を記入し、記名押印するものとする。また、金額の記入は算用数字を使用し、金額の前に「¥」を記入し提出すること。
- (2) 入札書は、所定の様式に必要な事項を記載し、記名押印のうえ、所定の入札箱に投入しなければならない。
- (3) 入札は代理人により行わせることができる。この場合は、当該入札の執行前に委任状を入札執行者に提出すること。委任状のない入札は、無効となる。委任状には、印鑑登録届出印と代理人の印を押印し、入札書には、委任状に押印した代理人の印と同一の印を使用すること。
- (4) 入札参加者、又は入札参加者の代理人は、当該入札について他の入札参加者の代理をすることはできない。
- (5) 開札は、入札の終了後直ちに入札参加者の面前で行う。ただし、入札参加者が開札の場所に出席できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせるものとする。
- (6) 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (7) 入札の当日出席しなかった者、又は入札書提出時刻に遅刻した者は、失格とする。

- (8) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (9) 入札執行回数は、3回までとする。

9 無効の入札に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (3) 入札書が所定の日時までに提出されない入札
- (4) 同一事項について、2通以上の入札書が提出された入札
- (5) 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が2人以上の代理をしてなした入札
- (6) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- (7) 入札書の表記金額を訂正した入札、又は¥マークの記載がない入札
- (8) 入札書に記名押印（代表者印は使用印鑑届出印又は印鑑証明書の印、代理人の場合は代理人の印）を欠いた入札
- (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
- (10) 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
- (11) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
- (12) 再度入札（2回目・3回目の入札）の前の入札に不参加の者がした入札
- (13) 郵送による入札
- (14) その他入札に関する条件に違反した入札

10 落札者の決定方法

- (1) 本件入札は、総価によって行い、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 同額の入札を行なった入札参加者が2名以上いる場合は、くじにより落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札に関係のない職員に入札者に代わってくじを引かせる。

11 入札の取りやめ等

- (1) 入札に際して当該入札を妨害し、又は不正の行為をする恐れがあるときは、その者の入札を拒み、又は入札場外に退去させる。
- (2) 入札参加者が連合し、又は不穩の行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは取りやめる場合がある。
- (3) 災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は入札期日を延期することがある。

12 契約保証金

落札者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

- (1) 契約金額の100分の10以上の契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関の保証
- (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

13 その他

- (1) 入札参加者は、仕様書等を熟読し入札に臨むこと。
- (2) 入札説明会を開催しない。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 入札をしようとする者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。入札を辞退した者は、辞退することにより以後の入札について不利益を被ることはない。

14 お問い合わせ

那覇市総務部管財課 庁舎管理グループ
〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号
電話 098-862-9904 F A X 098-862-9352